

障がい児者を巡る受容と排除

—生存権理解と関わって—

Inclusion/Exclusion of Young People with Disabilities:

Towards Understanding the Right to Life

竹内 章郎

TAKEUCHI, Akiro

1. 受容と排除の現実

障がい児者とされる人々^①の真の受容（真の居場所）を許容しない現実がある。例えば1979年の養護学校の義務制度化は、憲法26条と旧教育基本法制の存在下にも拘らず就学免除・猶予の名の下に義務教育から排除されていた障がい児に権利としての学籍を保障した。が同時に障がい児を隔離し易くし、彼らの普通学校・学級からの排除も正当化した。また厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政事業報告」も示すように、施設経営を行う社会福祉法人数が1990年の10071から2012年の16981へと増えて障がい者の働く場での受容は進んだ。が同時に障害者自立支援法下の就労継続支援A型事業では、国庫給付金を得た企業が利潤追求のために劣悪な就労条件——10畳の作業場への障がい者23名の押込め等々（斉藤2014：6-7）——を障がい者に押付け、彼らを真の労働・生活から排除している。

また誕生以降の障がい児者には、無拋出の特別児童扶養手当や障害者年金（社会福祉）等々により、不十分ながらも一定の生存保障がなされ彼らの受容が図られてはいる。が他方で例えば1970年代からの出生前診断が、技術的進化と簡便さにより近年爆発的に普及し、染色体異常の胎児を中心に障がい者

の存在を出生以前に排除する傾向は顕著になっている。因みに出生前診断による中絶は単に障がい胎児の排除に留まらず、同じ障がいを持つ現に生存・生活する障がい者にも事実上、障がい故の排除を迫っている^②。これらの背景には、近現代社会における健康・健常と疾病・障がい全般に関わる受容かつ排除の問題もある。

つまり「病気・『障害』の治療・軽減や能力形成といったヒューマニズムに満ちた営みそれ自体を徹底してゆけば、『障害』の排除志向の内に介在しかねない『障害者』排除の志向を通じて、優生思想の『普及』に寄与する反ヒューマニズムが跳梁しかねない…。他方で、優生思想に反対して『障害者』の差別・抑圧に繋がる一切に反対するヒューマニズムに満ちた営みを徹底してゆくことによって、『障害者』排除への反対に介在しかねない『障害』の排除への反対を通じて、病気・『障害』の治療・軽減一般（…能力形成一般）を軽視ないし無視する反ヒューマニズムが台頭しかねない…。二つの営みの各々の徹底は、自己の肯定が自己否定ともなりうるという二律背反・矛盾」（竹内2005a：31-32）の内にある。

これら受容しながらの排除は権力問題でもあり、近現代社会では以前の「死なせるか生きるままにし

ておく古い権利 {権力?} に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現れた」(フーコー1986: 175, {} 内は竹内, 以下同じ) ことのしからしむところである。30年近く前に指摘したが、「生物学的身体や生命をも掌握する資本蓄積=政治=権力が、自らにとって有用な⁽³⁾生命を歴史社会の中に取り込み、保護・育成/増殖・生存させると同時に、有用でない生命については、これを歴史社会の外に放逐し『合法的』に抹殺しさえする、そうした最も広い意味での能力主義的な現実」(竹内1987: 83) が今も続いている。

それどころかアガンベンの言う「殺害可能かつ犠牲化不可能な生」たるホモ・サケル(聖なる人)が、重度障がい者や終末期患者に当てはめられ、治療放棄による生⇒死の決定が特定の社会・文化やイデオロギーを超越しうるかの如くの普遍的議論として正当化される現状もある(竹内2012a: 191以下)。だから終末期の耐え難い苦痛と自己決定が要件の尊厳死・自殺補助論が余りにも易々と大衆化し——「苦痛除去がほとんどなかった時期にオランダは自殺補助と安楽死を認めるよう合法化を始め」た(ヘンディン2000: 14) 陰惨な先駆例を考えよ——、また障がい者や認知症者にも拡大して彼らを排除する現実を正当化しつつある⁽⁴⁾。

それ故障がい者——植物状態の人は勿論、脳死患者も(中村2009)——の真に豊かなライフ(生命・生活・人生)、つまり真の受容には、プラトン以来の優生学(竹内1998: 143-145)の克服を初め現代の社会・文化全般の革命にも等しい変革の課題があることになる。現在の新自由主義——但し自由主義との区別と同一性、また資本主義全般との連関を捉えた新自由主義(竹内2011)——の跋扈を踏まえた場合のそうした課題の思想的要諦だけでも、既述

の権力廃棄に向けての、個人の自己責任論と一体の自己決定・自立論の克服(吉崎2014)、平等の機会平等論への縮減の克服(竹内2007: 124-176)、自由全般の市場秩序下への還元とこれと一体の私的所有論の克服(竹内2014b)⁽⁵⁾等々、人文社会科学の大半に跨って莫大になる。以下では一つの課題に留まるが、或る種の自明視によりさほど深刻な議論にはならないながら、内実に立入れば実は不分明さが付き纏っている生存権問題を取上げたい。

2. 市民権的生存権

さて生命倫理学黎明期から一定程度は議論されながらも、近年はパーソン論(村松2012)の事実上の「勝利」で決着済みであるかのように見なされ、殆ど論じられない問題にSOL(生命の尊厳 Sanctity of Life)論とQOL(生命の質 Quality of Life)論との対立がある。因みに田中智彦が的確に指摘しているように、この対立構図自体がそもそも、生存権擁護の最右翼であるはずのSOL論には「分が悪い」ものだった。つまり17世紀来の自然法・自然権論による「無辜の生命を奪うべからず」というSOL論は、自律的主体の自然権によるものとされたから、権利主体にはこの自立のための「意思と活動が必要とされ」、SOL論が擁護する尊重されるべき生命の生存権も、パーソン論の主張のように一定のQOL(意思や活動)がないとみなされた存在の生存権保障には至り得ず、SOL論は元々QOL論に負けるべき運命下にあった(田中2012: 128-129)。

もし生存権の基底が、上記の運命下のSOL論によってしか担保されないなら、重度障がい者を初め終末期患者の生存権軽視・無視に至りかねないのは明らかだ。だが一般に生存権保障として一括りにされがちな、SOL論を内在させた同じ生存権論も実は二

通りあり、それは市民権（≒自由権）と社会権との一般的区分・対抗⁶⁾と同じく、市民権的生存権と社会権的生存権とに区分されて理解されるべきものだが、これまではこの生存権の区分の理解が極めて曖昧だった。因みに一方の市民権的生存権の代表が、周知の米国独立宣言が「ゆずりわたすことのできない権利」とし、またこれを侵害する政府の「変更ないし廃止」を謳った「自由および幸福の追求」の権利と並ぶ「生命 [の安全]」の権利としての生存権である⁷⁾。

この市民権的生存権は、権利侵害を「暴虐と強奪」や「危害と強奪」とこれを担保する「絶対的圧制 [専制的権力]」——英国王による植民地に対するものが主眼——によるとしている点からして明白だが（芝田 1976 : 87 - 88）、かの暴虐や強奪や危害が、従ってまた専制的権力がなければ擁護され得る生存権に留まる。これは現代風に言えば、他者危害禁止原則（ハームプリンシプル）が遵守されれば、いわば自動的に擁護されると想定された生存権であり、根底には私的所有 [物] ——財産等々のみならず労働能力や生存に必要な能力の私的所有も含む——の所有者がその私的所有を他者の妨害なく使用・消費することによって全うされ得る生存権である。それは、古典近代の成立期の「市民的権利 {市民権} は、各人は自らを防衛する {生存維持の} 手段を与えられている {私的所有している} という理由で、彼らに対する社会的 {社会権的} 保護の必要性を否定することを可能にした」（マーシャル 1993 : 43）という事情の枠内で理解される生存権である。古典近代の権利主体全般については直裁に、「或る存在が、A, B, C に対する権利を持つという確信の背後には、その存在が尊厳に値する能力を示すという直観がある」（Taylor 1992 : 342）と言われもした

が、一定の能力の私的所有者の生存権しか擁護しないことになるのが市民権的生存権なのである。だから生存権擁護がこの次元に留まれば、生存に必要な能力を私的所有としては所持していないとみなされがちな存在の生存は擁護されないことになる。何故なら繰返すが、市民権的生存権論やこれを担保する SOL 論は、私的所有範疇下にある「意思や活動」の所有主体の権利しか擁護しないからである。

3. 社会権的生存権

以上の市民権的生存権自体は、憲法 25 条等々が擁護していると解釈すべき生存権、従って障がい者等々を死の中に廃棄しかねない排除を完全に否定しうる社会権的生存権——この生存権が真には未確立なのが現状である——には至らない。もっともかの排除の真の否定に通じる社会権的生存権は、現在に至るまで真には確立されてないにせよ、19 世紀後半の福祉国家の端緒的成立以降これまでも或る程度は強力に主張されてきた。だが既存の生存権理解の多くは、例えば生活保護受給の権利に代表されるような狭い意味での社会保障・社会福祉の範囲や労働基本権による生存・生活保障——これさえ真には未実現だが——の範囲に留まることが多く、そこでは重度障がい者や終末期患者の生存擁護自体に直結する形での明確な社会権的生存権の主張は脆弱であった。確かに全般的に、「社会的権利 {社会権} の内容は、それを要求する個人の経済的価値によって決まるのではない」（マーシャル 1993 : 55 - 56）、と主張されはした。だが社会権的生存権の真の確立には、経済的価値やこれを担保する経済的能力や労働能力にかかわらず、といった言説では不十分なのである。何故なら、かの自然権論の言う「意思や活動」が意味する私的所有としての能力全般への依拠無し

でも主張され得る生存権でなくては、社会権的生存権とは言えないからである。

但しフーコーの弟子のエヴァルドは、「社会権的秩序という枠組みでは、主体は唯一、生命体であるという事実に基づいてのみ権利主体になる」(Ewald 1993 : 29), と社会権的生存権自体と言い得る内容を明確にした。彼は更に「理性や意思の力〔能力〕を所持する権利主体のみならず、生きていて、生命体としての可能性が脅かされている人全て、という程の権利主体の多様化」(a. a. O. : 30) すら言明し、重度障がい者や終末期患者の生存擁護に直結する内容も示唆した。だが文字通り全ての人の生存擁護のように見えるこの生存権論も、〈生きてい

る〉という生きる能力に関する内容を含む以上、能力にかかわらない生存擁護という抽象性と能力に関わる具体的な生存擁護との齟齬の問題を残している。

また近代個人主義的にも正当化され易い市民権的生存権は、能力の私的所有とこれと結びつきもする市場(社会構造的実体)に具体的に基礎付けられるため、言説化の有無にかかわらず現実的なものとして直観され易い。対するに上記のエヴァルド的生存権論では、社会権的生存権には市民権的生存権ほどの具体性が伴わないため、社会権的生存権は言説上の理念に留まって、安易な抽象的ヒューマニズム(竹内 1993 : 173 - 182) による感傷に陥りがちになる。だから例えば〈同じ人間としての重度障がい者の平等な生存権擁護を!〉などの言説は建前に留まって、彼らのライフからの排除の自明視が本音となり、彼らの豊かなライフに必要な具体的なケアなどへの真の取組みが^⑧、軽視・無視されもしてきた。生存権論として纏めれば、生死の帰趨が問われる決定的場面を嚆矢として、市民権的生存権と社会

権的生存権との混同が、より正確には相当な程度での市民権的生存権への社会権的生存権の還元が、重度障がい者や終末期患者の排除の正当化にも繋がってきたと言える。

4. 能力概念⇒「能力の共同性」論からの生存権擁護

確かに能力に関わる私的所有の観念が強ければ、生存権擁護は生存能力を含む一切の能力に無関与に擁護されるべきだ、という了解が必要である。だがそこに介在してくる抽象的ヒューマニズムを排して真に社会権的生存権を確立するには、生存能力自体への他者性の媒介という実態に即した社会権的生存権論が必須である。因みに重症心身障がい者や脳死患者を念頭におけば、〈生きてい

る〉という生存能力自体への生命維持装置からケアする人等々にまで至る他者性の媒介は容易に看取される。この点を十分踏まえれば、能力に無関与な抽象的言説ではなく、具体的な能力概念に基づく社会権的生存権論が可能になる。

17世紀以来の市民権的生存権が個人の「活動と意思」等々の能力の私的所有に基づくが故に、社会権的生存権には至らないなら、社会権的生存権を確立するには個人の私的所有としての能力概念を止揚せねばならない。この点で、未完の私論「反私的所有論」(竹内 2005b) や「能力の共同性」論——能力の根源を〈当該諸個人の「自然性」と諸環境や他者との相互関係自体〉とする(竹内 2005a : 194) ——にも一定の役割がある。真の生存権は、市民権的生存権と社会権的生存権とが統一されてこそ可能になるものなのだが、新自由主義の跋扈もあり古典近代以来の市民権への社会権の還元が横行する現在(竹内 2011 : 101), 障がい者との日常生活(竹内・藤谷

2013) をも含む社会権的生存権確立営みを重視すべきである。そしてこの新自由主義克服にも通じる営みがまた、全ての人の真の受容（真の居場所）にも繋がるはずである。

注

(1) 本稿では個人属性という障がいの一般的観念に従うが、正しくは属性としての障がいは損傷 impairment に留まり、これと社会・文化との関係たる能力不全 disability 及び不利≒差別 handicap としての障がいを把握して（竹内 2005 : 146 - 156）、障がいの社会モデル（⇔医学モデル）を捉え、所謂障がい=個性論などの現実性も考えるべきだろう（竹内 1995）。

(2) 本格的研究はまだのようだが出生前診断には、極一部にせよ障がいや疾病をもつ胎児の出生後の生存保障に資するキュア・ケアの準備として位置付けられる面がなくはない。また「中絶させられる客観的状况の中で、己れの主体をもって中絶を選択する時、あたしは殺人者としての己れを、己れ自身に意識させたい」（田中 1972 : 127 - 128）、という中絶権とも関わる苦痛に満ちまた激しくも誠実な発言が示す受容と排除の問題も捉えるべきである。

(3) 有用でないとされがちな障がい者にマッチした社会・文化の創造が、多数の健常者に該当する認知症者に有用となるように、有用性は基準次第で変わる（竹内 1988 : 130 - 155）。

(4) 患者にとっての無益な治療の議論が医療コストの社会的無益論に変質し、それ故治療の手控えが病態も障がい像も拡大して普及している現実にも留意すべきである（児玉 2013）。

(5) これと密接に関わる所有的個人主義（マクファースン）の克服も、『統治論』のロックの Every

man has a property in his own person 以来の問題に遡及して勘案せねばならない。

(6) これまでのその基礎付けの不十分さを踏まえた市民権と社会権との関係、現代における社会権の市民権への還元の批判、社会権の再興等々につき、竹内 2012b, 2014a を参照。

(7) 引用文の [] 内は「ジェファソン草稿にあったが、他の起草委員や大陸会議によって削除された文章」（芝田 1976 : 84）。この市民権的生存権論は、宣言によるネイティブアメリカンの生存無視の「無慈悲なインディアンの野蛮人」（同上論文 : 88）発言とも深く関わる。

(8) 社会権的生存権を真に実現しうるケア等の諸営為とこれらを可能にする社会・文化の在り様を私は、既存の「社会・文化の垂直的発展をまげ戻して」可能になる「社会・文化の水平的展開」（竹内 2005 a : 42 - 45）と名付けた。

参考文献

- 児玉真美 (2013) 『死の自己決定権のゆくえ：尊厳死、「無益な治療」論、臓器移植』大月書店
- 斉藤懸三 (2014) 「増大する悪しき A 型問題」『すべての人の社会』No. 412
- 芝田進午 (1976) 「アメリカ独立宣言(訳)」『科学と思想』20号、新日本出版社
- 竹内章郎 (1987) 「ビオスの中のソキエタス」唯物論研究協会編『思想と現代』9号、白石書店
- 竹内章郎 (1988) 「能力の『共同性』と『有用性』」共著『競争の教育から共同の教育へ』青木書店
- 竹内章郎 (1993) 『「弱者」の哲学 (科学全書 49)』大月書店
- 竹内章郎 (1995) 「個性の問題化のために」森田尚人他編『個性という幻想』世織書房

- 竹内章郎 (1998) 「定められた生活の課程に従って生きていくことができない者は…治療を施してやる必要はない」フォーラム哲学編『言葉がひらく哲学の扉』青木書店
- 竹内章郎 (2005a) 『いのちの平等論：現代の優生思想に抗して』岩波書店
- 竹内章郎 (2005b) 「『反私的所有（権）論』序説」共著『平等主義が福祉をすくう』青木書店
- 竹内章郎 (2007) 「『機会の平等』とは何か」共著『格差社会とたたかう』青木書店
- 竹内章郎 (2011) 『新自由主義の嘘』（2007年初版）岩波書店
- 竹内章郎 (2012a) 「第12章 正義：ホモ・サケル論と正義の探求」香川知品・榎則章編『シリーズ生命倫理学 第二巻 生命倫理の基本概念』丸善出版
- 竹内章郎 (2012b) 「社会権[法]の新たな基礎付けのために：市民権[法]の基礎付けの不備との関連を中心に」名古屋哲学研究会編『哲学と現代』27号
- 竹内章郎・藤谷秀 (2013) 『哲学する〈父〉たちの語り：ダウン症児・自閉症の〈娘〉との暮らし』生活思想社
- 竹内章郎 (2014a) 「社会権[法]的領域の意義」高橋弦・竹内章郎編著『なぜ、市場化に違和感をいだくのか？：市場の「内」と「外」とのせめぎ合い』晃洋書房
- 竹内章郎 (2014b) 「ハイエク市場秩序＝自生的秩序論の批判から：新自由主義を真に批判するために」東京唯物論研究会編『唯物論』88号
- 田中智彦 (2012) 「第8章 人間の尊厳と人権」香川・榎編，前掲書
- 田中美津 (1972) 『いのちの女たちへ』田畑書店
- 中村暁美 (2009) 『長期脳死：娘，有里と生きた一年九ヶ月』岩波書店
- M. フーコー (1986) 『性の歴史 I 知への意志』（渡辺守章訳）新潮社
- H. ヘンディン (2000) 『操られる死：〈安楽死〉がもたらすもの』（大沼安史・小笠原信之訳）時事通信社
- T. H. マーシャル (1993) 『シティズンシップと社会階級』（岩崎信彦・中村健吾訳）法律文化社
- 村松聡 (2012) 「第9章 パーソン」香川・榎編，前掲書
- 吉崎祥司 (2014) 『「自己責任論」をのりこえる』学習の友社
- F. Ewald (1993) *Der Vorsorgestaat, aus Französischen ins Deutsche von W. Bayer und H. Kochba*, Suhrkamp Verlag (Titel der Originalausgabe, L'Etat providence, Bernard Grasset, 1986)
- C. Taylor (1992) "Atomism", *Justice in Political Philosophy, vol. 2*, W. Kymlicka, ed., Edward Elgar Publishing Limited

竹内 章郎 (岐阜大学／哲学)